

報告事項キ

「平成27年度鳥取県の特別支援教育－理解と啓発のために－」の作成について

「平成27年度鳥取県の特別支援教育－理解と啓発のために－」の作成について、別紙のとおり報告します。

平成27年7月24日

鳥取県教育委員会教育長 山本仁志

平成27年度  
鳥取県の特別支援教育  
—理解と啓発のために—



【絵文字教室】



【水遊び】



【特別支援学校合同文化祭】

(写真提供：県立倉吉養護学校)



鳥取県教育委員会

特別支援教育は、障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

また、特別支援教育は、知的な遅れのない発達障がいも含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものです。

さらに、特別支援教育は、障がいのある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障がいの有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものです。

## 平成27年度 鳥取発・特別支援教育の目指す姿 「共に学び、共に暮らし、共に生きる」

### 【主な取組】

- 1 インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組
  - 特別支援学校の専門性の向上と教育の充実
    - ・特別支援学校センター的機能充実事業（OT・PT・ST等の専門家配置）
    - ・特別支援学校ネットワーク構築事業（鳥根県と合同事業：視覚・聴覚・病弱特別支援学校）
    - ・特別支援学校授業力向上事業（自立活動の指導について指導力の向上を目指す）
  - 児童生徒が安心安全に学ぶことができる環境の整備
    - ・医療的ケア運営協議会による高度な医療的ケア実施について検討
  - 幼（保）・小・中・高等学校における特別支援教育の推進
    - ・個別の教育支援計画の作成・活用の推進による学校間連携の向上
    - ・特別支援教育総合推進事業（地域支援コーディネーターの配置）
    - ・早期からの教育相談支援体制構築事業（早期支援コーディネーターの配置）
    - ・発達障がいの可能性のある児童生徒に対する早期支援研究事業（読み書きの指導の充実）
    - ・発達障がい理解推進拠点事業                      ・LD等専門員による巡回・依頼相談
  - 学校における手話普及の推進
    - ・手話で学ぶ教育環境整備事業（手話普及コーディネーター等の配置等）
  - 研修実施体制の検討
- 2 西部地区における今後の病弱教育の在り方の検討
  - ・米子市や鳥取大学等関係部局・機関等との協議
- 3 特別支援学校における就労促進に向けた取組
  - ・働く意欲や働く力を育てることを目指した鳥取県特別支援学校技能検定の実施
  - ・特別支援学校生徒の職場への定着を目指した定着支援コーディネーターの配置
- 4 特別支援学校における文化・芸術活動の推進
  - あいサポート・特別支援学校合同文化祭の実施
    - ・あいサポート・特別支援学校合同文化祭開催事業（平成27年10月24日開催）
- 5 特別支援学校におけるスポーツ活動の推進
  - 特別支援学校運動・スポーツ推進連絡協議会の設置
  - 学校交流による障がい者スポーツの振興
- 6 特別支援学校児童生徒への通学支援
  - ・特別支援学校児童生徒支援事業（自立支援員の配置）



特別支援学校は、視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱の幼児児童生徒に対して、それぞれ、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を行うとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を養うことを目的とした教育が行われています。

特別支援学校には小学部、中学部、高等部があり、学校によっては、幼稚部や専攻科もあります。

#### ※訪問教育

障がいの状態等により通学することが著しく困難な児童生徒について、可能な限り教育を受ける機会を提供するために、特別支援学校から教員を家庭等に派遣して、指導を行う教育形態を行っている学校もあります。

## 県内特別支援学校一覧

	学校名	障がい種別	設置学部	所在地	電話番号 FAX番号 ホームページアドレス
県立	鳥取盲学校	視覚障がい	小・中・高 (専攻科)	680-0151 鳥取市国府町宮下1265	TEL (0857) 23-5441 FAX (0857) 23-5442 cmsweb1.torikyo.ed.jp/torimo-s/
	鳥取聾学校	聴覚障がい	幼・小・中・高	680-0151 鳥取市国府町宮下1261	TEL (0857) 23-2031 FAX (0857) 27-8606 www.torikyo.ed.jp/toriro-s/
	鳥取聾学校 ひまわり分校	聴覚障がい	幼・小・中	683-0004 米子市上福原七丁目13-1	TEL (0859) 23-2810 FAX (0859) 23-2813 www.torikyo.ed.jp/toriro-s/himawari/ introh_f.html
	鳥取養護学校	肢体不自由 病弱	小・中・高	680-0901 鳥取市江津260	TEL (0857) 26-3601 FAX (0857) 27-3207 cmsweb1.torikyo.ed.jp/toriyo-s/
	白兔養護学校	知的障がい	小・中・高 (訪問)	689-0201 鳥取市伏野1550-1	TEL (0857) 59-0585 FAX (0857) 59-1237 www.torikyo.ed.jp/hakuto-s/
	倉吉養護学校	知的障がい 肢体不自由	小・中・高 (訪問)	682-0836 倉吉市長坂新町1231	TEL (0858) 28-3500 FAX (0858) 28-1144 www.torikyo.ed.jp/kurayo-s/
	皆生養護学校	肢体不自由 病弱(高等部)	幼・小・中・高 (訪問)	683-0004 米子市上福原七丁目13-4	TEL (0859) 22-6571 FAX (0859) 38-3485 www.torikyo.ed.jp/kaikeyo-s/
	米子養護学校	知的障がい	小・中・高	689-3543 米子市蚊屋343	TEL (0859) 27-3411 FAX (0859) 27-3420 www.torikyo.ed.jp/yonagoyo-s/
	琴の浦高等 特別支援学校	知的障がい	高	689-2501 東伯郡琴浦町赤碕1957-1	TEL (0858) 55-6477 FAX (0858) 55-6466 cmsweb2.torikyo.ed.jp/kotonoura-s/
市立	米子市立 米子養護学校	病弱	小・中	683-0006 米子市車尾四丁目17-9	TEL (0859) 33-4775 FAX (0859) 37-2715 www.torikyo.ed.jp/sibeiyos-s/
国立	鳥取大学附属 特別支援学校	知的障がい	小・中・高 (専攻科)	680-0947 鳥取市湖山町西二丁目 149	TEL (0857) 28-6340 FAX (0857) 28-7078 special.main.jp/html/htdocs/

# 3

## 小・中・高等学校における教育

一人一人の生きる力や児童生徒のニーズに対応するために、学校全体で特別支援教育に取り組むことが大切です。校内支援体制により、全教職員で児童生徒を支援しています。

### ① 校内委員会の設置（全小・中・高等学校において設置）

【校内委員会とは】

特別な教育的支援を必要とする児童生徒の実態把握を行い、個々の課題について全教職員の理解のもとに、学校全体でより適切な指導・支援をするための校内組織

### ② 特別支援教育主任（担当）の指名（全小・中・高等学校において指名）

【特別支援教育主任（担当）とは】

特別な教育的支援を必要とする児童生徒に適切な支援を行うために、学校内の支援体制を整えるとともに、外部の教育・医療・福祉・労働等の関係機関との連絡調整及び保護者に対する学校の窓口の役割を担う中心的存在

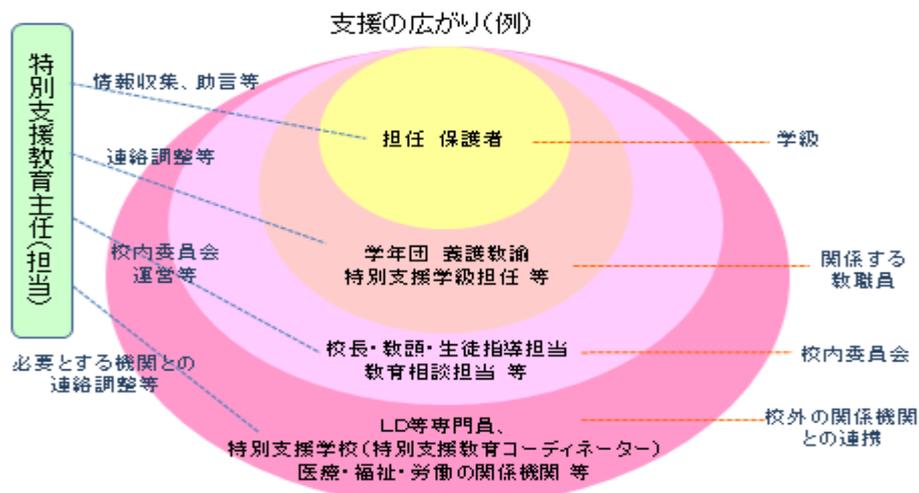
### ③ 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成と活用

【個別の教育支援計画とは】

特別な教育的支援を必要とする児童生徒一人一人について、学校生活だけでなく家庭生活や地域での生活も含め、長期的な視点に立って幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うため、家庭や医療機関、福祉施設、労働関係機関等と連携し、様々な側面からの取組を示した計画

【個別の指導計画とは】

特別な教育的支援を必要とする児童生徒一人一人について、指導の目標や内容、配慮事項などを示した計画



### (1) 通常の学級における教育

通常の学級に在籍している特別な支援を必要とする児童生徒を含め、全ての児童生徒にとって安心して過ごせる学級集団づくりを目指しています。

また、学校全体で児童生徒の実態把握を行い、全教職員の理解のもと、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援の充実を図っていきます。

#### ☆ 安心して過ごせる学級集団づくりに必要な観点 ☆

- ・ 教師の児童生徒理解
- ・ 認め合い支え合う人間関係づくり
- ・ 学びを保障する授業づくり
- ・ 学級経営を支えるチーム支援体制づくり

【参考】「通常の学級における特別支援教育～小学校・中学校編～」平成23年3月  
「高等学校における特別支援教育の手引き」平成27年3月

## (2) 通級による指導

通級による指導とは、小・中学校の通常の学級に在籍し、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童生徒を対象とし、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障がいの状態等に応じて特別の指導を受ける教育形態です。

通級による指導を行う場として、「通級指導教室」を設置しています。

※通級指導教室のある学校

<東 部>		<中 部>		<西 部>	
鳥取市立久松小学校	(言語)	倉吉市立小鴨小学校	(言語)	米子市立啓成小学校	(言語・発達)
鳥取市立湖山西小学校	(言語)	倉吉市立上灘小学校	(言語)	米子市立明道小学校	(発達)
鳥取市立湖山小学校	(発達)	倉吉市立明倫小学校	(発達)	米子市立就将小学校	(発達)
鳥取市立美保南小学校	(発達)	湯梨浜町立羽合小学校	(発達)	米子市立弓ヶ浜小学校	(発達)
鳥取市立面影小学校	(発達)	三朝町立西小学校	(発達)	米子市立車尾小学校	(発達)
鳥取市立浜坂小学校	(発達)	三朝町立三朝中学校	(発達)	米子市立湊山中学校	(発達)
鳥取市立南中学校	(発達)	北栄町立大栄小学校	(言語・発達)	境港市立余子小学校	(言語)
八頭町立郡家西小学校	(発達)	琴浦町立八橋小学校	(発達)	境港市立境小学校	(発達)
県立鳥取聾学校	(難聴・言語)	琴浦町立東伯中学校	(発達)	南部町立西伯小学校	(発達)
県立白兔養護学校	(発達)	県立鳥取聾学校さんさん教室		大山町立名和小学校	(発達)
		※倉吉市立上灘小学校内		県立鳥取聾学校ひまわり分校	
		(難聴・言語)		(難聴・言語)	
		県立倉吉養護学校	(発達)	県立米子養護学校	(発達)

## (3) 特別支援学級における教育

特別支援学級とは、小・中学校において、児童生徒の障がいの状態等に即した指導を行うために、特別に編成された少人数の学級です。特別支援学級に在籍する児童生徒に対して、児童生徒の実態に応じた特別な教育課程を編成して教育を行っています。

※特別支援学級が設置されている学校

【東部地区 中学校】								【中部地区 中学校】								【西部地区 中学校】																											
市町村名	学校名	設置特別支援学級						知的	肢体不自由	病弱	弱視	難聴	言語	自閉・情緒	市町村名	学校名	設置特別支援学級						知的	肢体不自由	病弱	弱視	難聴	言語	自閉・情緒	市町村名	学校名	設置特別支援学級											
		知的	肢体不自由	病弱	弱視	難聴	言語										自閉・情緒	知的	肢体不自由	病弱	弱視	難聴										言語	自閉・情緒	知的	肢体不自由	病弱	弱視	難聴	言語	自閉・情緒			
鳥取市	東	0												鳥取市	東	0											米子市	東山	0					0									
	のぞみ分校														西	0													福生	0													
	西	0	0												久米	0													いずみ分校	0													
	南	0					0								河北	0													福米	0													
	北	0													福米	0													湊山	0	0												
	江山														福米	0													後藤ヶ丘	0													
	葛草		0												福米	0													美保	0			0										
	湖美	0													福米	0													弓ヶ浜														
	湖南学園														福米	0													商徳	0													
	桜ヶ丘	0													福米	0													加茂	0													
	中ノ郷	0													福米	0													波江	0	0												
	国府	0													福米	0													筑紫屋	0													
	福部	0													福米	0													境港市	第一	0												
	河原														福米	0													第二	0	0												
	千代南	0													福米	0													第三	0													
	気高	0													福米	0													南部町	法橋寺	0												
	鹿野														福米	0													南部	0	0												
青谷													福米	0												伯耆町	岸本	0															
岩美町	岩美	0												福米	0											溝口	0																
八頭町	八頭	0												福米	0											大山町	大山	0															
若桜町	若桜学園	0												福米	0											名和	0																
智頭町	智頭	0												福米	0											中山	0																
														福米	0											日南町	日南	0															
														福米	0											日野町	日野																
														福米	0											江府町	江府	0															

【東部地区 小学校】

市町村名	学校名	設置特別支援学級							
		知的	肢体不自由	病弱	弱視	聴覚	言語	自閉・情緒	
鳥取市	久松	0							0
	隼風	0							0
	通香	0	0						
	修立	0							0
	日進	0		0					0
	富森								0
	藤葉山	0							0
	城北	0	0						0
	美保	0				0			0
	貫露	0							0
	新徳								0
	倉田								0
	面影	0	0						0
	神戸	0							0
	美和	0				0			0
	大正	0				0			0
	東郷								0
	磐谷								0
	世紀	0							0
	湖山	0							0
	湖岸学園								0
	末恒	0							0
	米里								0
	津ノ井	0							0
	浜坂	0							0
	岩倉	0							0
	美保南	0	0						0
	湖山西	0							0
	中ノ郷	0							0
	若菜台	0	0			0			0
	里ノ下	0							0
	国府東	0							0
	福部								0
	河原第一	0							0
	西部								0
	歌麻		0						0
	南郷					0			0
	佐治	0	0						0
	宝木	0	0						0
	瑞穂								0
	浜村	0							0
	逢坂								0
	鹿野								0
	青谷	0		0					0
	若菜町	若菜南	0						0
若菜北		0						0	
若菜西		0						0	
八頭町	藤家東		0					0	
	藤家西	0	0	0			0	0	
	豊							0	
	船岡	0						0	
	大江							0	
	丹北	0						0	
	八東						0		
若桜町	若桜学園	0						0	
智頭町	智頭	0	0		0			0	

【中部地区 小学校】

市町村名	学校名	設置特別支援学級							
		知的	肢体不自由	病弱	弱視	聴覚	言語	自閉・情緒	
倉吉市	西郷	0		0					0
	河北	0	0	0					0
	明倫	0		0					0
	麻鹿	0							0
	上灘	0				0			0
	小幡	0							0
	上小幡	0							0
	広瀬分校								0
	北谷	0							0
	高城	0							0
	社	0							0
	灘子								0
	上北条	0	0	0					0
	鎌倉	0							0
	山守	0							0
	湯梨浜町	羽合	0	0		0			0
		治	0						0
		栗園	0				0		0
	二部町	東							0
		西	0	0					0
南		0						0	
北条町	北条	0			0			0	
	大木	0		0				0	
琴浦町	清安	0	0					0	
	聖明	0						0	
	八橋	0			0	0		0	
	赤坂	0		0				0	
松上	0							0	

【西部地区 小学校】

市町村名	学校名	設置特別支援学級							
		知的	肢体不自由	病弱	弱視	聴覚	言語	自閉・情緒	
米子市	明道	0							0
	義方	0							0
	啓成	0	0						0
	歌津	0	0	0					0
	南尾	0		0					0
	福生東	0		0					0
	福生西	0							0
	福永東	0							0
	福永西	0							0
	加茂	0							0
	河崎	0							0
	住吉	0							0
	南徳	0	0	0					0
	五千石	0							0
	彦名	0	0						0
	崎津	0							0
	大崎津	0							0
	和田	0							0
	弓ヶ浜	0							0
	成美	0							0
	箕原屋	0							0
仙仙	0							0	
松江	0							0	
境港市	渡	0						0	
	外江	0						0	
	境	0						0	
	上郷	0						0	
	余子	0		0				0	
	中浜	0						0	
誠道								0	
南郷町	西伯	0						0	
	会見	0						0	
	会見二							0	
伯耆町	岸本	0						0	
	八郷	0						0	
	二部							0	
	溝口	0	0					0	
日光						0		0	
日吉津村	日吉津	0		0				0	
大山町	大山西	0	0					0	
	大山	0						0	
	冬和	0						0	
	中山	0						0	
日南町	日南	0						0	
日野町	黒坂	0						0	
	柳雨	0						0	
江府町	江府	0						0	

※院内学級が設置されている学校

＜東 部＞	＜中 部＞	＜西 部＞
鳥取市立病院内 鳥取市立美保南小学校 鳥取市立南中学校	県立厚生病院内 倉吉市立上灘小学校 倉吉市立東中学校	鳥取大学医学部附属病院内 米子市立就将小学校 米子市立湊山中学校

\* 病弱（院内）学級

疾患等により医療施設に入院している児童生徒が、その入院期間中、病気の状態に応じ、退院後の学校生活に適應できるように各教科の指導や健康状態の回復・改善を図る指導を行っています。

## (1) 特別支援学校の教育相談

県内の特別支援学校では、地域における障がいのある乳幼児や児童生徒の保護者、教員に対して教育相談を実施しています。

月曜日から金曜日まで電話やファクシミリ、来校による相談や面談、学校見学等に随時応じています。園や学校等へ出かけて直接相談に応じる訪問相談も行っていますので、各学校の特別支援教育コーディネーターにご相談ください。

## 【各特別支援学校の相談窓口】

学 校 名	障がい種別	担 当	連 絡 先
県立鳥取盲学校	視 覚 障 が い	宮 谷 幸 子	TEL 0857-23-5441 FAX 0857-23-5442
県立鳥取聾学校	聴 覚 障 が い	馬 場 理 恵 子	TEL 0857-23-2031 FAX 0857-27-8606
県立鳥取聾学校 ひまわり分校	聴 覚 障 が い	足 立 紀 子	TEL 0859-23-2810 FAX 0859-23-2813
県立鳥取養護学校	肢体不自由、病弱	嶋 崎 み ゆ き	TEL 0857-26-3601 FAX 0857-27-3207
県立白兔養護学校 【発達障がい教育拠点】	知的障がい 発 達 障 が い	秋 山 睦	TEL 0857-59-0585 FAX 0857-59-1237
県立倉吉養護学校 【発達障がい教育拠点】	知的障がい、肢体不自由、 発 達 障 が い	前 田 広 味	TEL 0858-28-3500 FAX 0858-28-1144
県立皆生養護学校	肢体不自由、病弱	渡 部 真 里 子	TEL 0859-22-6571 FAX 0859-38-3485
県立米子養護学校 【発達障がい教育拠点】	知的障がい 発 達 障 が い	上 灘 良 祐	TEL 0859-27-3411 FAX 0859-27-3420
県立琴の浦高等特別 支 援 学 校	知的障がい	山 本 由 香	TEL 0858-55-6477 FAX 0858-55-6466
鳥大附属特別支援学校	知的障がい	吉 田 富 貴	TEL 0857-28-6340 FAX 0857-28-7078



## (2) LD等専門員による教育相談

LD等専門員は、LD、ADHD、高機能自閉症等の幼児児童生徒及びその在籍園・学校の教職員、保護者等への相談活動や理解啓発にあたり、小中学校等へ計画的に出かけて特別支援教育の校内（園内）支援体制の機能の充実に向けて支援を行っています。

各園・学校、PTA等の研修会にも講師として出かけますので、気軽にご相談ください。

相談等の申し込みは、電話で行ってください。

### 【相談の形態】

#### ☆巡回相談

担当のLD等専門員が、小学校、中学校、公立幼稚園を計画的に訪問します。

#### ☆依頼相談

担当のLD等専門員が、幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校等からの依頼に応じ、幼児児童生徒及びその指導に携わる教員や保護者等を対象に相談活動を行います。

### 【公立幼稚園・小学校・中学校の担当】

相談担当区域	LD等専門員	所 属	(上段) 電 話 番 号 (下段) ファックス番号
鳥取市（中学校区：河原） 岩美町	中島 康太	いじめ・不登校 総合対策センター	0857-28-9882 0857-28-8513
鳥取市（中学校区：中ノ郷）、 八頭町、若桜町、智頭町	中林 康与	東 部 教 育 局	090-5373-6538 0857-22-1607
鳥取市（中学校区：東、湖東、 国府、桜ヶ丘、千代南、気高、 湖南学園）	大川 祐子	鳥取市立修立小学校	080-1937-2208 0857-23-3362
鳥取市（中学校区：高草、西、 北、南、江山、福部、青谷）	山根 薫	鳥取市立北中学校	080-1937-2209 0857-22-7917
鳥取市（中学校区：鹿野）	加藤 典子	特 別 支 援 教 育 課	0857-26-7598 0857-26-8101
倉吉市	中島 朋子	県立倉吉養護学校	090-8998-9305 0858-28-1144
湯梨浜町、三朝町	赤嶋美和子	中 部 教 育 局	0858-23-9250 0858-23-5203
琴浦町、北栄町	矢田 尚	琴浦町立赤崎中学校	080-1937-2210 0858-55-2202
米子市、日吉津村	京久野美枝	米子市立車尾小学校	0859-23-5432
	青木 直妃	米子市立後藤ヶ丘中学校	0859-23-5413 (米子市教育委員会学校教育課)
境港市、日野郡	勝部 百合	西 部 教 育 局	0859-31-5093 0859-35-2096
西伯郡（日吉津村は除く）	山本 泉弥	伯耆町立八郷小学校	080-1937-2213 0859-39-8013

【高等学校の担当】

相談担当区域	LD等専門員	所 属	(上段)電話番号 (下段)ファックス番号
全県	加藤 典子	特別支援教育課	0857-26-7598 0857-26-8101
全県	中島 康太	いじめ・不登校 総合対策センター	0857-28-9882 0857-28-8513
東部	中林 康与	東 部 教 育 局	090-5373-6538 0857-22-1607
中部	赤嶋美和子	中 部 教 育 局	0858-23-9250 0858-23-5203
西部	勝部 百合	西 部 教 育 局	0859-31-5093 0859-35-2096

(3) いじめ・不登校総合対策センターによる教育相談

【専門指導員による教育相談】

発達が気がかりな幼児（児童）についての相談を、専門指導員が継続して支援しています。

- \* 来所相談：午前9時～午後5時
- \* 電話相談：午前8時30分～午後5時15分
- \* 訪問相談にも応じています。

【教育相談会】

発達の遅れや障がい、就学に関すること等について県内3箇所（東部・中部・西部）で、月1～2回程度小児科、精神科の専門医が相談に応じています。

上記の相談は、いじめ・不登校総合対策センター教育相談担当に直接お申し込みください。

〒680-0941 鳥取市湖山町北5丁目201

TEL：0857-28-2322

FAX：0857-28-8513

e-mail：kodomomirai@pref.torikyo.ed.jp

URL：http://www.pref.tottori.lg.jp/ijimefutoukou/



## 5

## 就学について

平成25年9月1日に、学校教育法施行令が一部改正となりました。就学先の決定については、市町村教育委員会が、本人・保護者に対し十分情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限に尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、最終的には市町村教育委員会が決定することとなります。

市町村教育委員会では、障がいのある幼児児童生徒の就学について就学相談を行っています。一人一人の発達や障がいの状態に応じて、持っている力を十分に伸ばすためには、どのような教育が必要か、最も適切な教育はどこで受けられるのか等について相談してください。就学後も、発達の程度や適応の状況等を見ながら、「個別の教育支援計画」等を活用し、学びの場を見直していけるよう、学校等とも相談を継続していきます。

なお、疾病の治療又は生命・健康の維持のため療育に専念することを必要とし、教育を受けることが困難又は不可能な幼児児童生徒については、保護者の願い出により就学義務が猶予又は免除されません。

### (1) 学校が決まるまで —就学手続きの流れ—

※文部科学省「教育支援資料」より抜粋

### (2) 就学奨励費事業

特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級に就学している幼児児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減し、就学を奨励するために、その負担能力の程度に応じて、就学に必要な諸経費（通学費、給食費、修学旅行費、校外学習費、学用品等）が支給されます。







